

# — 令和4年度 職員募集要項 —

一般社団法人 鶴岡地区医師会

## 職種・人員

	職 種	募集人数
1	看護師または准看護師	3名
2	理学療法士	2名
3	作業療法士	2名
4	診療放射線技師	1名
5	臨床検査技師	2名
6	介護福祉士または介護員(初任者研修修了者)	6名

## 応募書類

- ・ 指定申込書 A3判 医師会総務課に用意してあります。  
また、ホームページからもダウンロードできます。(URL <http://tsuruoka-med.jp/>)
- ・ 募集職種資格免許証写し
- ・ 最終校卒業証明書、新卒者は成績証明書及び卒業見込証明書

## 申込方法

郵送または持参

募集期間 定めなし(随時受け付けいたします)

提出場所 〒997-0035 鶴岡市馬場町1-34 TEL 0235(22)0136  
一般社団法人 鶴岡地区医師会 総務課

※申込前に施設見学も可能です。ご希望の方は、予めお電話ください。

## 選考方法

筆記試験(能力検査・性格検査)・面接試験を行います。

試験日は、応募がありましたら随時ご連絡いたします。

試験会場 一般社団法人 鶴岡地区医師会

## 勤務条件

採用日 令和4年4月1日

※試用期間3ヵ月 (試用期間中の勤務条件は同条件です)

福利厚生 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入  
退職金制度あり

納涼ビアパーティ、職員旅行補助(年1回)あり

子育て支援補助金制度あり(通常利用している保育園等以外の施設等を利用した場合に利用料の一部を補助するもの)

定 年 満60歳(60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職)

※継続雇用制度あり(65歳まで)

※その他、勤務条件は別紙をご参照ください。

# 看護師・准看護師

## 勤務地 および 仕事内容

- ① 荘内地区健康管理センター  
健診業務
  - ② 湯田川温泉リハビリテーション病院  
外来・入院患者、通所リハビリテーション利用者の看護業務
  - ③ 介護老人保健施設みずばしろう  
入所者、通所リハビリテーション利用者の看護業務
  - ④ 在宅サービスセンター  
訪問看護業務
- ※ 駐車場あり（ただし、①④は、自宅からの距離が3km以上の方）

## 給与・賞与

- 初任給 看護師 191,600円 ～ 196,600円  
准看護師 166,350円  
(経験がある方は、経験年数等に応じ賃金を決定いたします。)
- 通勤手当 実費支給(上限20,900円)
- 賞与 年2回 4ヵ月分(前年度実績)  
(初年度は年1回の支給になります ※初回支給なし、2回目1/2支給)
- その他、家族手当、住宅手当(条件あり)、時間外勤務手当、深夜勤務手当、夜間看護・介護手当、待機手当、24時間対応手当等があります。

## 勤務時間

- ① 荘内地区健康管理センター  
8時30分 ～ 17時30分 (休憩1時間)  
6時15分 ～ 15時15分 (休憩1時間) ※健診内容等によって変動します。  
8時30分 ～ 12時30分 ※土曜日  
※日曜日の勤務(2～3時間)が年に数回あります。
- ② 湯田川温泉リハビリテーション病院 (シフト制)  
日勤1 8時30分 ～ 17時30分 (休憩1時間)  
日勤2 8時30分 ～ 19時30分 (休憩1時間30分)  
早出 7時30分 ～ 16時30分 (休憩1時間)  
遅出 9時30分 ～ 18時30分 / 10時30分 ～ 19時30分 (休憩1時間)  
夜勤 19時00分 ～ 9時00分 (休憩2時間)
- ③ 介護老人保健施設みずばしろう (シフト制)  
日勤1 8時30分 ～ 17時30分 (休憩1時間)  
日勤2 8時30分 ～ 19時30分 (休憩1時間30分)  
早番1 7時00分 ～ 16時00分 / 7時30分 ～ 16時30分 (休憩1時間)  
早番2 8時00分 ～ 17時00分 (休憩1時間)  
遅番1 9時00分 ～ 18時00分 / 10時00分 ～ 19時00分 (休憩1時間)  
遅番2 11時00分 ～ 20時00分 (休憩1時間)  
夜勤 19時00分 ～ 9時00分 (休憩2時間)
- ④ 在宅サービスセンター  
8時30分 ～ 17時30分 (休憩1時間)  
8時30分 ～ 12時30分 ※土曜日  
※定期訪問により、土曜日の午後も勤務となることがあります。  
※24時間対応をしており、交代で携帯当番があります。必要に応じて訪問を行います。

※①④において、土・日曜日に出勤した場合は、その分の休みを平日に振り替えます。

## 休日・休暇

- 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)、特別休日(8/13)  
※シフト制は、上記に相当する日数を休日とします。  
年次有給休暇(6ヵ月経過後10日)  
慶弔休暇、産前産後休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護休業等